

相模原市学校評議員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年相模原市教育委員会規則第2号）第19条の3第4項の規定に基づき、学校評議員の設置について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学校評議員は、学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって児童・生徒の健やかな成長を図っていく観点から、校長が地域や保護者からの協力を得て、より一層地域や社会に開かれた学校づくりを推進していくため、次の各号に定めることを目的に設置する。

- (1) 教育目標や教育活動、教育環境など、学校運営に関し地域の意見を把握・反映すること。
- (2) 学校運営に地域住民等の協力を得ること。
- (3) 学校運営の状況等を周知するとともに、地域や社会との連携を深め、学校に対する地域の理解を深めること。

(職務)

第3条 学校評議員は、校長の求めに応じて、次の各号に定める事項について、意見を述べることができる。ただし、校長が必要と認めるときは、学校評議員が一同に会して意見交換を行い、意見を述べることができる。

- (1) 学校の教育目標や計画に関すること。
- (2) 特色ある学校づくりに関すること。
- (3) 学校として重視する教育活動の実施にあたっての地域との連携に関すること。
- (4) 児童・生徒指導に関すること。
- (5) 学校の安全に関すること。
- (6) その他学校教育に関すること。

(構成)

第4条 学校評議員は、各学校5人以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(委嘱等)

第5条 学校評議員は、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

2 学校評議員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、5年を限度に再任を妨げない。

(解任及び辞任)

第6条 教育委員会は、学校評議員が次の各号のいずれかに該当したときは、解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められるとき。

(2) 前号のほか、学校評議員として不適格であると認められるとき。

2 学校評議員は、心身の故障その他の事情により辞任しようとするときは、教育委員会の承認を得るものとする。

(秘密保持)

第7条 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(校長の責務)

第8条 校長は、学校評議員に学校の教育活動に係わる情報を提供するものとする。

2 校長は、学校評議員の意見を尊重し、学校運営に反映するとともに、必要に応じてその成果を学校評議員に報告するものとする。

3 校長は、学校評議員の活動状況を毎年度末に教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、学校評議員の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。